

〈生活・家財総合プラン〉火災・盗難・賠償・ケガを、充実サポート。

# リコー三愛グループ損害保険

〈保険種目：傷害総合保険〉

約52%  
割引

\* 大口団体割引10% ・ 団体割引30% ・ 過去の損害率による割引25%  
詳しくはP3をご確認ください。

2026年度版



【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

保険期間	2026年8月10日午後4時から2027年8月10日午後4時まで(1年間)		
申込期間	申込期間	加入日・変更日	
	始期日付での加入・変更	2026年6月1日～ 2026年6月30日	2026年8月10日
	期間途中での加入・変更	加入・変更月の9日まで (9日が営業日でない場合は前営業日)	毎月10日付*
保険料の払込方法	保険料はご加入月の翌々月からの引去り(引落し)となります。		

\*ただし2027年7月10日付での加入・変更はできません。  
詳しくはP5をご確認ください。

リコー三愛グループ損害保険は、傷害総合保険のペットネームです。

株式会社リコー

●取扱代理店/リコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンター  
TEL : 03-3777-4273



Rnavi

リコー三愛グループ保険サイト  
左記二次元コードを、  
スマートフォンのカメラで読み込み、  
ホームページをご覧ください。

# 事故によるケガ\*から携行品の破損まで、さまざま

## ケガ\*の補償

日本国内・国外を問わず家庭、職場、旅行中など、日常生活におけるさまざまなケガを補償します。



料理中にケガをして通院した。



交通事故により、後遺障害が生じた。



スポーツ中にケガをして入院した。



仕事中にケガをして、通院した。

## 携行品の補償

偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に補償します。



バッグをひったくられた。



カメラを落として壊した。

\*急激かつ偶然な外来の事故によるものをいいます。

「急激かつ偶然な外来」の条件を満たさないケガ（靴ずれ、しもやけ、日やけ、野球肘、テニス肘、疲労骨折、各種職業病など）は対象になりません。

## 賠償責任の補償

日本国内・国外を問わず日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。示談交渉は損保ジャパンがお引き受けいたします（国内の事故のみ）



飼犬が他人にケガを負わせた。



買い物中に商品を壊した。



自転車で走行中歩行者にぶつかりケガを負わせた。

（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



他人の車の窓ガラスを割った。



借りていたゲーム機を壊した。

さらに安心

示談交渉は損保ジャパンがお引き受けいたします

個人賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故（日本国内において発生した事故にかぎりませ。）により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

## ■お支払事例

1.〈ケガの補償〉	●スキーで転んで手首を捻挫して通院した。
2.〈携行品の補償〉	●通勤途上、ハンドバッグをひったくられた。
3.〈賠償責任の補償〉	●スノーボードで滑走中不注意のため他人にケガを負わせてしまった。
4.〈住宅内生活用動産（家財）の補償〉	●旅行で家を留守中に、放火により家財が全焼してしまった。 ●最近急増しているピッキングで、指輪、ネックレスが盗難にあった。

# まなトラブル時に確かなサポート。

## 住宅内生活用動産(家財)の補償

住宅内における生活用動産(家財)の偶然的な事故を補償します。



家財の破損



火災事故



盗難事故



水災事故

## 被害事故の補償

犯罪、ひき逃げによる事故等にあり、死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。

※自賠償保険等からの給付、加害者等からの賠償金等は差し引かれます。

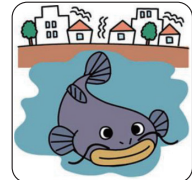


ひき逃げで重度後遺障害が生じた。

## 充実のオプションタイプ

### 「地震が恐いわ…」 天災によるケガを補償!

(天災危険補償タイプ)



地震、噴火またはこれらによる津波によりケガをされた場合も、保険金をお支払いします。

### 「ゴルフ場で見事ホールインワン!でも…」 パーティーや記念品の支出をカバー!

(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)



ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に慣例として負担された費用をお支払いします。(国内にかぎります。)\*

\*ホールインワン・アルバトロス費用補償特約につきまして、セルフプレーの場合は、補償内容や保険金請求時に必要な書類など、詳しくは「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

### 「借家で火事が起きたら…」 大家さんへの賠償も安心!

(借家人賠償責任補償特約)



国内で借用、使用する借家が、火災、破裂、爆発の事故により損壊した場合に、被保険者が貸主(大家)に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合に生じる損害に対して保険金をお支払いします。

### 〈加入対象者・被保険者ご本人の範囲〉

加入対象者	被保険者ご本人*1
リコー三菱グループ 役員、従業員、 退職者ご本人	加入者
	加入者の配偶者
	加入者のお子さま・ご両親・ ご兄弟姉妹*2

- \*1 保険の対象となる方で加入依頼書の「被保険者ご本人」欄に記載される方をいいます。
- \*2 個人型については、加入者ご本人と同居のご親族\*3・使用人も被保険者ご本人とすることができます。
- \*3 同一の家屋に住んでいる『6親等内の血族』『3親等内の姻族』をいいます。なお、配偶者は除きます。
- \*4 8ページの補償詳細ページをご確認ください。

### 〈被保険者(保険の対象となる方)・保険の対象となる物の範囲〉

補償内容	個人型	夫婦型	家族型
	ケガの補償	①	①および②
携行品の補償	被保険者所有の身の回り品で、次の方が携行されている身の回り品が補償の対象となります。		
	①	①および②	①～④
賠償責任の補償	①～⑥		
住宅内生活用動産(家財)の補償	①～④が被保険者のいずれか1物件のみ		
オプション セットの場合	ホールインワン・アルバトロス費用の補償	①	
	借家人賠償責任の補償	①*4	

- ①本人 ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

グループだから  
約52%割引

# 月払保険料(保険期間1年)

2026年度版

\*約52%割引とは、大口団体割引10%・団体割引30%・過去の損害率による割引25%の連乗の結果です。ただし、天災危険補償の保険料には大口団体割引10%と過去の損害率による割引25%は適用されていません。団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 基本タイプ

保険金額					個人型		夫婦型		家族型	
ケガの補償	被害事故補償	携行品損害 (自己負担額 1事故につき3,000円)	個人賠償責任	住宅内生活用動産 (自己負担額 1事故につき3,000円)	タイプ	保険料	タイプ	保険料	タイプ	保険料
死亡・後遺障害 300万円 入院保険金日額 3,000円 通院保険金日額 3,000円	5,000万円	30万円	1億円	300万円	3Aコ	1,520円	3Aフ	2,290円	3Aカ	3,630円
					3AWコ	1,580円	3AWフ	2,430円	3AWカ	3,890円
				700万円	7Aコ	1,750円	7Aフ	2,520円	7Aカ	3,860円
					7AWコ	1,810円	7AWフ	2,660円	7AWカ	4,120円
				1,000万円	1Aコ	1,980円	1Aフ	2,750円	1Aカ	4,090円
					1AWコ	2,040円	1AWフ	2,890円	1AWカ	4,350円

保険金額					個人型		夫婦型		家族型	
ケガの補償	被害事故補償	携行品損害 (自己負担額 1事故につき3,000円)	個人賠償責任	住宅内生活用動産 (自己負担額 1事故につき3,000円)	タイプ	保険料	タイプ	保険料	タイプ	保険料
死亡・後遺障害 400万円 入院保険金日額 4,000円 通院保険金日額 3,000円	5,000万円	30万円	1億円	300万円	3Bコ	1,610円	3Bフ	2,470円	3Bカ	3,980円
					3BWコ	1,710円	3BWフ	2,670円	3BWカ	4,330円
				700万円	7Bコ	1,840円	7Bフ	2,700円	7Bカ	4,210円
					7BWコ	1,940円	7BWフ	2,900円	7BWカ	4,560円
				1,000万円	1Bコ	2,070円	1Bフ	2,930円	1Bカ	4,440円
					1BWコ	2,170円	1BWフ	3,130円	1BWカ	4,790円

保険金額					個人型		夫婦型		家族型	
ケガの補償	被害事故補償	携行品損害 (自己負担額 1事故につき3,000円)	個人賠償責任	住宅内生活用動産 (自己負担額 1事故につき3,000円)	タイプ	保険料	タイプ	保険料	タイプ	保険料
死亡・後遺障害 500万円 入院保険金日額 5,000円 通院保険金日額 3,000円	5,000万円	30万円	1億円	300万円	3Cコ	1,710円	3Cフ	2,660円	3Cカ	4,330円
					3CWコ	1,820円	3CWフ	2,880円	3CWカ	4,740円
				700万円	7Cコ	1,940円	7Cフ	2,890円	7Cカ	4,560円
					7CWコ	2,050円	7CWフ	3,110円	7CWカ	4,970円
				1,000万円	1Cコ	2,170円	1Cフ	3,120円	1Cカ	4,790円
					1CWコ	2,280円	1CWフ	3,340円	1CWカ	5,200円

## ご加入限度額について

1被保険者ご本人あたり1つのタイプのご加入が限度となります。  
ただし、他の同種の保険にご加入の場合は、合計で右記金額が限度となります。

入院保険金日額…20,000円  
通院保険金日額…13,300円

●すべてのタイプの「ケガの補償」で「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いの対象となる手術の種類に応じて、入院保険金日額を5倍(外来の手術)、10倍(入院中の手術)した額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。

●下段(W付き)の保険料は、天災危険の補償ありのタイプのもです。(天災危険補償特約セット)

●ケガの補償の下記保険料は、ご加入者のご職業・職務を問わず一律の保険料とするために、団体からご提供いただいた団体構成員全員のご職業・職務の割合を用いて平均化した保険料としたものです。実際にご加入いただいた方のご職業・職務の割合を用いて改めて算出した保険料との間で5%超の差が生じた場合は、上記の保険料と同額となるよう、死亡・後遺障害の保険金額などを調整させていただきますのであらかじめご了承ください。

●ケガの保険金額は保険の対象となる方、全員同額です。(夫婦型・家族型)

●すべてのタイプに住宅内生活用動産臨時費用保険金対象外特約がセットされています。

保険金額					個人型		夫婦型		家族型	
ケガの補償	被害事故補償	携行品損害 (自己負担額 1事故につき3,000円)	個人賠償責任	住宅内生活用動産 (自己負担額 1事故につき3,000円)	タイプ	保険料	タイプ	保険料	タイプ	保険料
死亡・後遺障害 600万円 入院保険金日額 6,000円 通院保険金日額 6,000円	5,000万円	30万円	1億円	300万円	3Dコ	2,280円	3Dフ	3,760円	3Dカ	6,340円
					3DWコ	2,420円	3DWフ	4,040円	3DWカ	6,860円
				700万円	7Dコ	2,510円	7Dフ	3,990円	7Dカ	6,570円
					7DWコ	2,650円	7DWフ	4,270円	7DWカ	7,090円
				1,000万円	1Dコ	2,740円	1Dフ	4,220円	1Dカ	6,800円
					1DWコ	2,880円	1DWフ	4,500円	1DWカ	7,320円

保険金額					個人型		夫婦型		家族型	
ケガの補償	被害事故補償	携行品損害 (自己負担額 1事故につき3,000円)	個人賠償責任	住宅内生活用動産 (自己負担額 1事故につき3,000円)	タイプ	保険料	タイプ	保険料	タイプ	保険料
死亡・後遺障害 800万円 入院保険金日額 8,000円 通院保険金日額 6,000円	5,000万円	30万円	1億円	300万円	3Eコ	2,480円	3Eフ	4,140円	3Eカ	7,040円
					3EWコ	2,650円	3EWフ	4,490円	3EWカ	7,710円
				700万円	7Eコ	2,710円	7Eフ	4,370円	7Eカ	7,270円
					7EWコ	2,880円	7EWフ	4,720円	7EWカ	7,940円
				1,000万円	1Eコ	2,940円	1Eフ	4,600円	1Eカ	7,500円
					1EWコ	3,110円	1EWフ	4,950円	1EWカ	8,170円

保険金額					個人型		夫婦型		家族型	
ケガの補償	被害事故補償	携行品損害 (自己負担額 1事故につき3,000円)	個人賠償責任	住宅内生活用動産 (自己負担額 1事故につき3,000円)	タイプ	保険料	タイプ	保険料	タイプ	保険料
死亡・後遺障害 1,000万円 入院保険金日額 10,000円 通院保険金日額 6,000円	5,000万円	30万円	1億円	300万円	3Fコ	2,670円	3Fフ	4,510円	3Fカ	7,750円
					3FWコ	2,890円	3FWフ	4,940円	3FWカ	8,550円
				700万円	7Fコ	2,900円	7Fフ	4,740円	7Fカ	7,980円
					7FWコ	3,120円	7FWフ	5,170円	7FWカ	8,780円
				1,000万円	1Fコ	3,130円	1Fフ	4,970円	1Fカ	8,210円
					1FWコ	3,350円	1FWフ	5,400円	1FWカ	9,010円

### オプションタイプ

ホールインワン・アルパトロス費用特約		
保険金額	タイプ	保険料
30万円	ホ03	230円
50万円	ホ05	380円
100万円	ホ10	770円

借家人賠償責任特約		
保険金額	タイプ	保険料
500万円	シ05	90円
1,000万円	シ10	170円
1,500万円	シ15	260円

(注) オプションタイプは単独ではご加入いただけません。必ず、基本タイプのいずれかのタイプとセットでご加入ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
**【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】**

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
  - 保険契約者：株式会社リコー
  - 保険期間：2026年8月10日午後4時から1年間となります。
  - 申込締切日：2026年6月30日
  - 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者：リコーグループ役員、従業員、退職者ご本人
  - 被保険者：リコーグループの役員、従業員、退職者またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。  
**【家族型】**被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。  
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
**【夫婦型】**被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。  
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
**【個人型】**被保険者本人のみが保険の対象となります。
  - お支払方法：現役従業員の方は補償開始日の翌々月から毎月給与引去りとなります。（12回払）  
※退職者の方は補償開始日の翌々月から毎月ご指定の口座より引き落としとなります。（12回払）
  - お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のリコークリエイティブサービス株式会社までご送付ください。
- | ご加入対象者    |                                   | お手続き方法                         |
|-----------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 新規加入者の皆さま |                                   | 「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。 |
| 既加入者の皆さま  | 前年と同等条件のタイプで継続加入を行う場合             | 書類のご提出は不要です。（自動更新になります）        |
|           | ご加入タイプを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合* | 「加入依頼書」をご提出いただけます。             |
|           | 継続加入を行わない場合                       | 「グループ制度保険解約申込書」をご提出いただけます。     |
- 改姓、住所変更、職業・職種等に変更がある場合はリコークリエイティブサービス株式会社までご連絡ください。  
（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月9日までの受付分は同月10日（9日過ぎの受付分は翌月10日）から2027年8月10日午後4時までとなります。  
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月引去りとなります。（退職者の方はご指定の口座より引き落としとなります。）
  - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口のリコークリエイティブサービス株式会社までご連絡ください。
  - 団体割引、過去の損害率による割増率は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
  - 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
  - 新規ご加入年齢制限：被保険者ご本人（保険の対象となる方）の年齢が満79歳までご加入いただけます。
  - 退職後の継続手続きについて：退職後は次の条件に合致する場合に継続加入いただけます。  
 ①退職時において過去6か月以上継続加入されていること。  
 ②ご退職前にご連絡のうえ、滞りなくOB団体に移行し、口座振替が開始できること。（振替手数料は、お客様負担となります）  
また、ご退職後は新規加入できません。退職後に脱退されますと再加入できませんのでご注意ください。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ<sup>(※)</sup>をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 （天災危険補償特約をセットしない場合） （次ページに続きます。）
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>入院 保険金</p>	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（1,000日限度）</p>	<p>（前ページより続きます。）</p> <p>⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないもの)</p> <p>⑩ ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)、間の事故<sup>(※1)</sup>など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
<p>傷害 (国内外補償)</p> <p>手術 保険金</p>	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、①事故につき1回の手術にかぎりません。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(※1)</sup></p> <p>② 先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup></p> <p style="text-align: center;">＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍)</p> <p style="text-align: center;">＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・修復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>④ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの)</p> <p>⑥ 被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族</p>
<p>被害 事故 (国内外補償)</p> <p>被害 事故 補償 (注)</p>	<p>被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害<sup>(※)</sup>が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>① 自賠責保険等からの給付</p> <p>② 対人賠償保険等からの給付</p> <p>③ 加害者等からの賠償金</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※) 「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>④ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの)</p> <p>⑥ 被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族</p>
<p>賠償 責任 (国内外補償)</p> <p>個人 賠償 責任 (注)</p>	<p>日本国内または国外において、被保険者<sup>(※1)</sup>が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありせん)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>② 被保険者<sup>(※1)</sup>の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)<sup>(※2)</sup>を壊したり盗まれた場合</p> <p>④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等<sup>(※3)</sup>を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1) この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人</p> <p>イ. 本人の配偶者</p> <p>ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族</p> <p>エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。</p> <p>カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>・ コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</li> <li>・ 義歯、義肢その他これらに準ずる物</li> <li>・ 動物、植物</li> <li>・ 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>・ 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカーおよびこれらの付属品</li> <li>・ 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿</li> <li>・ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品</li> <li>・ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</li> <li>・ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</li> <li>・ 山岳登山、ロッククライミング、フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具</li> <li>・ データやプログラム等の無体物</li> <li>・ 漁具</li> <li>・ 1個もしくは1組または1対で100万円を超える物</li> <li>・ 不動産</li> </ul> <p>(※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>① 故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</p> <p>③ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤ 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥ 受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両<sup>(※1)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩ 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>・ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>・ 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的故障</li> <li>・ 置き忘れ<sup>(※2)</sup>または紛失</li> <li>・ 詐欺または横領</li> <li>・ 雨、雪(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み</li> <li>・ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※1) 次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ. 身体障がい者用車<sup>(※3)</sup>および歩行補助車等、原動機を用いるもの</p> <p>エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※2) 保険の対象を置いた状態での事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> <p>(※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用車<sup>(※3)</sup>等車<sup>(※3)</sup>をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>携行品 損害 (国内外補償) (注)</p>	<p>偶然な事故により携行品<sup>(※1)</sup>に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額<sup>(※2)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）、およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ<sup>(※)</sup>または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
<p>物の損害の補償</p> <p>住宅内生活用動産 (国内のみ補償) (注)</p>	<p>(1) 損害保険金 日本国内に所在する被保険者<sup>(※1)</sup>の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物<sup>(※2)</sup>に收容されている被保険者が所有する生活用動産<sup>(※3)</sup>について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額<sup>(※4)</sup>を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (注) 加入依頼書等記載の建物<sup>(※2)</sup>に收容されている生活用動産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に收容されている生活用動産は対象になりません。 (※2) 「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。 (※3) 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他の付属建物に收容される生活用動産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。 (※4) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。 (2) 費用保険金 ①残存物取片づけ費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 ②失火見舞費用保険金 保険の対象または保険の対象を收容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または爆損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯<sup>(※1)</sup>の数に1被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額<sup>(※2)</sup>のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 (※1) 「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 (※2) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。 (注) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品 ■通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。 ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■商品・製品等 ■業務用の什器・備品等 ■テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 など</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑧置き忘れ<sup>(※)</sup>または紛失 ⑨楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用動産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
<p>費用の補償</p> <p>ホールインワン・アルパトロス費用 (国内のみ補償) (注)</p> <p>(オプションタイプのみ)</p>	<p>日本国内にあるゴルフ場<sup>(※1)</sup>においてゴルフ競技<sup>(※2)</sup>中にホールインワンまたはアルパトロスを行った場合に、被保険者<sup>(※4)</sup>が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルパトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用（現金、商品券等を除きます。） ②祝賀会費用<sup>(※3)</sup> ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。） (次ページに続きます。)</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス など</p>

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<b>費用の補償</b> ホールインワン・アルパトロス費用（国内のみ補償）（注） （オプションタイプのみ）	（前ページより続きます。） （※1）「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 （※2）「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴（ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。）し、基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （※3）「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告知、損保ジャパンがこれを認めるときは、ホールインワンまたはアルパトロスをを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 （※4）加入者証記載の被保険者のみが対象です。（個人型） （注1）ホールインワン・アルパトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます（ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります）。 （注2）ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください！ ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃（※4）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルパトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃（※4）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもの、第1打からホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎり）が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者（※5）が目撃（※4）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 （※4）ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ること、その場で確認することをいいます。アルパトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ること、その場で確認することをいいます。 （※5）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがシニアホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます	（前記に同じです。）
<b>賠償責任</b> 借家人賠償（国内のみ補償）（注） （オプションタイプのみ）	日本国内において被保険者（※）が借用・使用する借戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 （※）被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。 ①借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方（被保険者の親族にかぎりません）。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎりません。	①故意 ②心神喪失による損害 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争・外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### その他で注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

### 用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更することがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html</a> ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

# ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

## 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

## 2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等に上記の内容を記入し、内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。  
★被保険者ご本人の職業または職務  
★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に對して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。  
\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。  
\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

## 3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。  
<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>  
<被保険者による解除請求（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。>
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

## 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、

\*中途加入の場合は、毎月9日までの受付分は受付日の同月10日（9日過ぎの受付分は翌月10日）に保険責任が始まります。

## 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。  
なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。  
・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合  
・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など  
※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。  
 (注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。  
 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
  - (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割（※）までが補償されます。
- （※）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

## 9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
  - 損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱い扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
  - ①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
  - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
  - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
  - ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱い扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
  - ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。  
 個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。  
 加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## 職種級別分類表

職種コード	分類
01	技術者(技師、監督を含みます。)
02	教員
03	保健医療従事者
04	芸術家、芸能家
05	職業スポーツ家
06	その他の専門的職業従事者
11	事務従事者
21	販売従事者
52	船舶関係従事者(漁労船以外の船舶乗船者)
53	航空機関係従事者(航空機搭乗者)
54	その他の運輸従事者
55	通信従事者(船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。)
61	金属製造加工作業者
62	電気機械器具組立・修理作業者
63	輸送機械組立・修理作業者
64	計器・光学機械器具組立・修理作業者
65	その他の機械組立・修理作業者
66	製糸・紡織作業者
67	裁断・縫製作業者

職種コード	分類
69	パルプ・紙・紙製品製造作業者
70	印刷・製本作業者
71	ゴム・プラスチック製品製造作業者
72	革・革製品製造作業者
73	窯業・土石製品製造作業者
74	飲食品製造作業者
75	化学製品製造作業者
77	定置機関・機械および建設機械運転作業者
78	電気作業者
79	その他の技能工・生産工程作業者
81	保安職業従事者
86	サービス職業従事者
91	有職者以外
31	農林業作業者
36	漁業作業者
41	採鉱・採石作業者
51	自動車運転者(助手を含みます。)
68	木・竹・草・つる製品製造作業者
76	建設作業者

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度  
ご確認ください。



### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

#### 【「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

- 職種級別は「ご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

#### 【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

### 3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 リコークリエイティブサービス株式会社 ライフサポートセンター（営業時間：平日の午前9時から午後5時まで）  
東京/〒143-8555 大田区中馬込1-3-6 TEL 03-3777-4273  
仙台/〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-5-3 アーバンネット五橋ビル3階 TEL 022-223-4456  
名古屋/〒464-0075 名古屋市中区千種区内山2-14-29 今池ビル6階 TEL 052-745-3126  
大阪/〒541-0056 大阪府中央区久太郎町1-6-29 JRE堺筋本町スクエア9F TEL 050-3534-0194  
広島/〒730-0013 広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー14階 TEL 082-227-6677  
福岡/〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館13階 TEL 050-3817-1786  
Rnavi (HP) : <https://www.rnavi.com>

- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第一部第一課  
〒103-8255 中央区日本橋2-2-10 損保ジャパン日本橋ビル6階 TEL 050-3808-6004  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

#### ●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通） おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- 事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいていた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入の記録として、加入依頼書のコピーを各自保管ください。